

社会資本整備総合交付金等に関する  
全国知事会「地方の社会資本整備PT」の意見

## 1 制度の早期創設

○年度当初から確実に事業執行ができるよう、早期に制度を創設する必要  
(事業執行の遅れは地域経済にも影響)

- ・要綱等の早期確定  
→ 早期の計画策定・内示、継続事業への経過措置 等
- ・制度設計に向けた地方との早期の協議開始、地方の意見の反映

## 2 新交付金の創設趣旨に沿った制度設計・運用

### (1) 交付対象事業

- ・交付対象の広範化 ※地域固有の課題解決を可能とする交付対象  
(現行交付金で対象外の道路の新規路線や維持系事業、調査費等  
への交付対象の拡大)
- ・流用可能範囲の広範化 ※交付金充当対象の自由な変更  
(政策分野間、社会資本総合整備計画間の流用 等)
- ・効果促進事業(ソフト)の全体事業費に占める割合の上限を設定しない

### (2) 交付手続き

- ・交付申請(調整)手続き等の「窓口」の一本化
- ・流用手続き、計画変更手続きの簡素化  
(事後承認・報告で可とする 等)

## 3 財政力に応じた「交付率嵩上げ」制度の維持

- ※財政力の脆弱な地方自治体には必要不可欠な制度
- ※補助国道等についても交付率の引上げ検討を
- ※地方負担分については、一般公共事業債の充当を

## **4 平成23年度以降の社会資本整備予算総額の確保**

○上記の要望を容れた整備設計をしてもなお、予算総額が大幅に削減された中では、新規事業が抑制され、結果として、社会資本整備が遅れている地方の整備がさらに遅れ、地域間格差が拡大することが懸念される。

→平成23年度以降の社会資本整備予算の総額確保が不可欠

(参考) 地域活力基盤創造交付金 (H21) の課題について

1 交付手続き、制度運用

- パッケージ間 (事業計画間) の予算流用が原則、認められておらず、地方裁量で効率的な予算執行ができない (地方道路整備臨時交付金 (~H20) よりも後退) ※この件に関しての事前説明が全くなかった
- 交付要綱の決定や制度説明会等が遅れたことから (交付要綱通知: H21. 4末)、事業執行が滞った。
- 「効果促進事業」(ソフト事業) の細目提示が遅れ、具体的な対象事業の選定にあたり混乱が生じた。
- 個別事業審査、流用手続き等の窓口が分かれているため、事務が繁雑。
- 計画的な社会資本整備を進めるため、中長期的 (計画期間: 5カ年) に安定した予算の確保が必要 (国庫債務負担行為の導入、制度の法制化)
- 道路担当部局以外の担当部局 (警察、交通等) への制度周知・制度活用が効率的に進まなかった (自治体内での情報流通に加え、国の個別事業担当省庁から自治体の関係部局への情報提供も徹底する必要)

2 交付対象事業

- 突発的に必要となる事業 (落石対策等) が生じても、計画変更が必要であるため、臨機応変な対応が困難。事業の追加については、事後承認も可能とするような柔軟な運用が必要。
- 交付対象の拡大 ※地域固有の課題解決が可能となるような制度運用
  - 例) 道路の改築・修繕事業→新設 (新たな路線設置)、維持管理も対象に
  - 例) 橋梁長寿命化: 橋長 15m 未満→15m 以上も対象に
  - 例) 道路除雪/除雪機械整備: 雪寒指定路線のみ→指定路線外も対象に
  - 例) 国庫補助事業で実施していく区間の一部振り替えも対象に
  - 例) 市町村等の整備する下水道事業も対象に
- 「効果促進事業」(ソフト事業) の採択基準が曖昧であるため混乱が生じている。

### 3 交付率

#### ○交付率の上限を拡大すること（類似事業間の均衡を図る）

例）補助国道の修繕事業：5/10→7/10（改築事業、県道修繕事業並み）

例）市町村の雪寒事業：6/10→7.5/10（県事業並み）

例）離島市町村の道路事業：7/10→7.5/10（県事業並み）

例）積雪帯整備事業（積雪寒冷地の道路事業並み）

#### ○従来からの個々の補助事業の補助率を踏襲しているため、事務が繁雑になり、流用の障害にもなっている。

### 4 配分方法・時期

#### ○内定通知時期

第1回：4/24（継続事業）、第2回：7/10、第3回：1月以降

※道路改良工事（設計金額4千万以上）の標準工期：約8ヶ月以上

→年度内に工事完了させるには7月末までには契約が必要

→4月早期の配分が適当（予算繰越は例外的取扱い）